

日本リウマチ財団 リウマチ財団登録薬剤師

梅元 晃美 先生、中出 奈津子 先生

勤務先：やわたメディカルセンター

出身地：白山市（梅元） 金沢市（中出）

資格取得年：2014年10月（梅元）（中出）

Q1 資格取得のきっかけは何でしたか？

当院は以前からリウマチ治療を積極的に行っており、南加賀地区の多くのリウマチ患者さんが通院され、薬剤師として治療に携わる機会も多くありました。そんな中2014年に日本リウマチ財団がリウマチ登録薬剤師の募集を開始し、財団登録医である理事長からの薦めもあり資格取得を目指すことになりました。（梅元）

転職してきたところが、南加賀地区で最もリウマチ患者を診ている病院だったことと、当院に就職したタイミングでこのリウマチ財団登録薬剤師の資格が新たにできたので取得しようと思いました。（中出）

Q2 資格取得の最大の難所はどこでしたか？

資格取得の要件である薬学的管理指導記録を提出したところ、「内容が画一的」等の指摘があり再提出となってしまいました。（梅元）

症例を集めて、症例報告を提出するのですが、書き方がわからず苦労しました。（中出）

Q3 この資格のやりがいは何ですか？

関節リウマチ治療の基本は薬物療法です。薬の効果で痛みが改善し、今まで苦しんでいた患者さんに笑顔が見られたときはとても嬉しく思います。（梅元）

多職種のチームで、患者さんに携われるところです。（中出）

Q4 普段のお仕事でこの資格はどのように活用されていますか？

バイオ製剤導入の際の説明、自己注射患者への院内処方での服薬指導など。（中出）

Q5 資格を取得して良かったな、と感じる事柄はありましたか？

資格取得を契機としてリウマチの勉強会で発表する機会が増えました。治療に携わる様々な職

種の方と情報交換ができ、よい刺激を受けています。(梅元)

バイオ製剤導入されたあと、痛みが楽になったと、笑顔で話されると、こちらも嬉しくなります。(中出)

Q6 医師や看護師などとのディスカッションで気をつけていることはありますか？

リウマチ治療はチーム医療が大切なので、コミュニケーションを密にしてチーム力を高められるよう努めています。(梅元)

限られた時間で仕事をしていますので、要点をしぼってお話するようにしています。(中出)

Q7 患者さんに接する際に気をつけていることはありますか？

痛みや苦痛を伴う患者さんが多いので、気持ちに寄り添う姿勢をこころがけています。(梅元)

リウマチ患者に限りませんが、普段から薬剤の説明などを行うときは流暢すぎる説明にならないよう、患者さんと目線を合わせ、患者の理解力を確認しながら接するように心がけています。(中出)

Q8 その際に印象的だったエピソードはありますか？

バイオ製剤を使用して「痛みが無くなってこういう感じだったのか。もっと早く使えばよかった」とおっしゃったことが印象に残っています(中出)

Q9 その他、苦心していること、気を遣うことなどはありますか？

リウマチ治療は医療費が高額となる場合が多く、金銭的面で治療を断念してしまう方もいらっしゃいます。当院では高額な治療を始める方にはソーシャルワーカーが介入して納得して治療を受けられるようサポートしています。(梅元)

メトトレキサートは特殊な服用方法となるため、正しく服用できているか、薬が足りないことがないかを面談で確認をするようにしています。(中出)

Q10 この資格を目指している後進へ何かアドバイスを！

リウマチ治療はここ数年で画期的な治療薬が次々と開発され、大きな進歩を遂げています。効果が高い反面、副作用管理等も重要となり、他職種と協働しながら薬剤師として職能を発揮することが求められます。患者さんの笑顔の為に一緒に勉強していきましょう。

Q11 この資格の取得要件をお教えてください。

リウマチ財団登録薬剤師の登録は、申請時に3年以上の薬剤師実務経験が有り、リウマチ性疾患について、別に定める「リウマチ財団登録薬剤師研修カリキュラム」（以下、「カリキュラム」という。）相当の医療薬学の知識及び経験を有し、直近の5年間に おいて通算1年以上リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事し、且つ直近の5年間に おいて次の各号の要件を満たす者について行う。

（1） リウマチ性疾患服薬指導等の薬剤師業務を担当したりウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿10例（抗リウマチ薬の調剤3例以上を含む）を有すること。

（2） 前号のリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿のうち5例（前号に規定する抗リウマチ薬の調剤3例以上含む）について、リウマチ性疾患薬学的管理指導記録の記載を有すること。なお、リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿及びリウマチ性薬学的管理指導記録は、保険薬局勤務者にあたっては、調剤録並びに薬剤服用歴等に則って記載し、病院勤務者においては、外来は薬剤情報提供料算定時の記録、入院は薬剤管理指導料算定の際の記録等に則り記載すること。

（3） 財団が主催し又は認定するリウマチ性疾患の医療薬学に関するカリキュラムに相当する教育研修会（以下、「教育研修会」という。）に出席し、20単位以上を取得した証明書を有すること。